

第4章 今後の広域化に係る推進方針等

第1節 今後の広域化に係る推進方針

(1) 京葉ブロック

「県営水道給水地域における実務担当者検討会議」において、ブロック共通の考え方を整理しながら、経営の安定に資する取組について検討を行っていく。

(2) 北千葉ブロック

管理の一体化の案について、検討するうえで必要となる事項の洗い出しを行い、地域の実情を踏まえ、ブロック内の事業者が共同で検討を継続していく。

(3) 印旛ブロック

管理の一体化の案について、地域の実情を踏まえ、ブロック内の事業者が共同で検討を継続していく。

なお、令和4年度に当該ブロックの9市町から県に対し、印旛地域の用水供給事業と県営水道の統合に係る要望書が提出されており、リーディングケースのスキームを当該ブロックに当てはめた場合のメリット・デメリットについて、県と印旛地域で勉強会等を行っているところである。これらと併行して、末端給水事業の在り方についても検討していく。

(4) 香取ブロック

香取市では令和元年に専用水道を統合する一方、平成29年～令和11年の期間に簡易水道を統合する計画を進めているところである。

ブロック内の市町の広域化については、施設の共同化等について、香取市の計画の進捗状況を踏まえ、地域の実情や各事業者の状況を考慮して検討を継続していく。

(5) 東総ブロック

これまで末端給水事業者の水平統合の検討を行い、広域化に係る基礎調査等を実施してきたが、本プラン中のシミュレーション結果では統合の効果は十分なものではなかった。

今後は、管理の一体化の案について、地域の実情や各事業者の状況を踏まえた検討を行うとともに、本プラン策定の際には検討しなかった用水供給事業との垂直統合の可能性についても検討していく。

(6) 九十九里・南房総ブロック

「九十九里・南房総地域の用水供給事業者と県営水道の統合」（リーディングケース）と併行して、九十九里ブロックでは「経営の一体化」、夷隅地域・安房地域では「事業統合」に向け具体的な検討・協議を進めていく。

第2節 当面の具体的取組内容

(1) 京葉ブロック

当該ブロックは、全域を県営水道のみが給水している市があるなど、各市の水道事業への関わり方や経緯等の違いがあることから、広域化についての考え方や、統合に伴う財政負担の在り方についての考え方に相違がみられるため、「これまでの経緯や県と市の役割分担を踏まえながら、地域の水道事業の在り方について、関係市と十分に対話を行いながら検討を行っていく」という基本的な考え方をもとに、ブロック内の11市及び県企業局とともに理解・納得の得られる形を目指して、今後も「県営水道給水地域における実務担当者検討会議」において、経営の安定に資する取組について検討・協議を継続していく。

(2) 北千葉ブロック

管理の一体化案について検討を継続する。現時点において、ブロックで共有している検討事項は以下のとおり。

- ・管路の保守業務や漏水調査

管路の修繕等を一括発注する場合、地域全域をカバーできる事業者が必要となり、全域を一括で請け負える事業者が存在するかなど、実現可能性についての検討が必要。

(3) 印旛ブロック

管理の一体化案について検討を継続する。現時点において、ブロックで共有している検討事項は以下のとおり。

- ・水質試験・検査業務の共同発注

市内の水質の状況をきめ細かく検査している事業者があるなど、事業者ごとに業務の取組方法が異なることから、共同発注できる業務と、個々の事業者で対応しなければならない業務の整理が必要。

- ・施設の運転管理や保守業務の共同発注

本プランのシミュレーションでは、基幹浄水場からの遠方監視などを想定していたため、システムを導入するための経費など、別途必要となるイニシャルコストを含めた検討が必要。

(4) 香取ブロック

香取市では、小見川・山田地区上水道と栗源地区簡易水道の事業統合を計画しており、平成27年度に統廃合基本計画を作成した。平成29年度から、小見川・山田地区上水道と栗源簡易水道事業に係る浄水場の更新計画に合わせ、水道施設の統廃合を実施している。

① 具体的取組内容

平成29年度の11施設を、施設の新設を2施設、更新を1施設、改造を1施設、廃止を6施設行うことで、令和11年度末には7施設とすることを計画している。



図 4.1 香取市小見川・山田・栗原地区水道施設統廃合事業計画図

② スケジュール

水道施設の統廃合事業は平成29年度から令和11年度の13年間で予定している。統廃合事業完了後のブロック内市町での広域化の検討を行うため、引き続き勉強会の枠組みを維持しながら、施設の統廃合案の精査などを行っていく。

(5) 東総ブロック

管理の一体化案について検討を継続する。現時点において、ブロックで共有している検討事項は以下のとおり。

- ・水質検査・検査業務の共同発注について
水源での水質事故や水質異常、施設や管路の事故等、非常時対応に伴う水質検査などについても留意しながら検討を行う。
- ・資機材等の共同備蓄、共同管理について
共同備蓄場所、保管場所までの距離が遠くなるというデメリットにも留意しながら検討を行う。
- ・メーカー交換業務の共同発注について
共同発注は、在庫管理や保管場所等の観点でデメリットとなる可能性があり、管理方法等に留意する必要がある。

- ・水道施設台帳・管理台帳に係るシステムの構築・保守の共同化について
システムの共同化に対応するためのシステム改修など、別途必要となるイニシャルコストを含めた検討が必要。
- ・受付・検診業務等の共同発注
委託業務の範囲を事業体間で同一にすることが必要。

(6) 九十九里ブロック

既に広域化された山武郡市広域水道企業団、長生郡市広域市町村圏組合、八匝水道企業団と、平成10年設立の山武市水道課の4事業体は、平成30年2月に「九十九里地域末端給水事業体の事業統合に係る基本構想(案)」を策定し、統合・広域化の検討を行っている。

この具体的な方向性を示すため、令和4年1月に「九十九里地域末端給水事業体の統合に関する取組方針」を定め、現段階で実現可能な「経営の一体化」により事業体間格差の解消に努めた後、最終的な目標である「事業統合」を目指している。

① 具体的取組内容

ア 今後の検討事項

「九十九里地域末端給水事業体の統合に関する取組方針」において、以下の事項を検討していくとしている。

組織体制、職員、総務・経理・業務関係、水道施設の整備、維持管理・水質管理、官民連携の積極的な活用、財政ルールに関する基本的な事項。

イ 施設整備(再構築)計画

九十九里ブロックで検討されている、施設の再構築については表4.1のとおり。

なお、令和4年度時点で、再検討を行っているため、施設整備(再構築)計画の内容に変更の可能性がある。

表 4.1 施設整備(九十九里ブロック)

案	構成団体	概要
1	長生広域(組)	長南浄水場、長南配水場、山之郷浄水場、山根配水場及び坂本配水場の廃止と、廃止に伴う配水管等を検討する。
2	八匝水道(企)・山武水道(企)	光配水場の廃止と連絡管の整備について検討する。
3	山武市・山武水道(企)	山武浄水場の廃止と連絡管の整備について検討する。

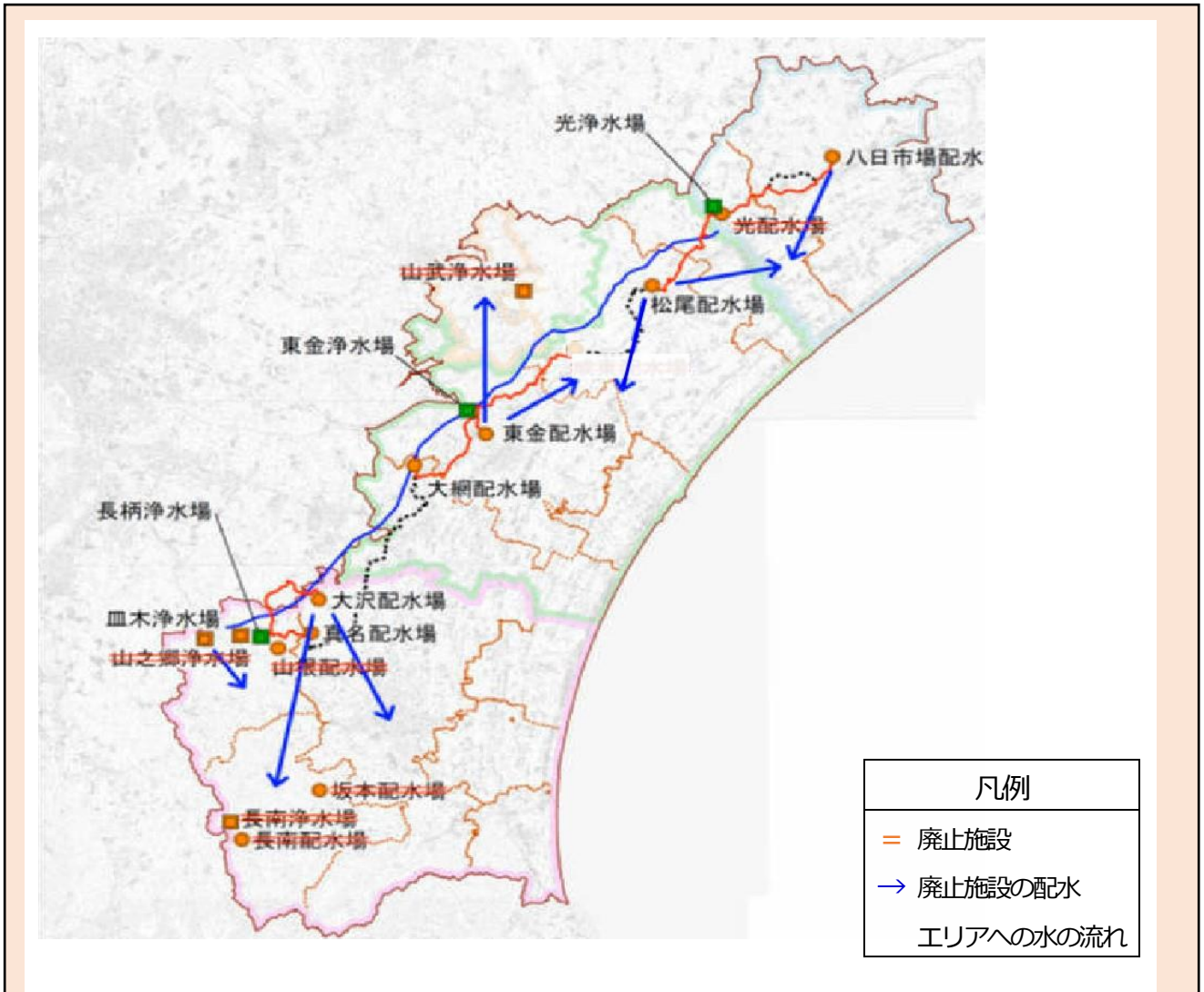


図 4.2 施設整備計画概要 案 (九十九里ブロック)



図 4.3 案1の概要図

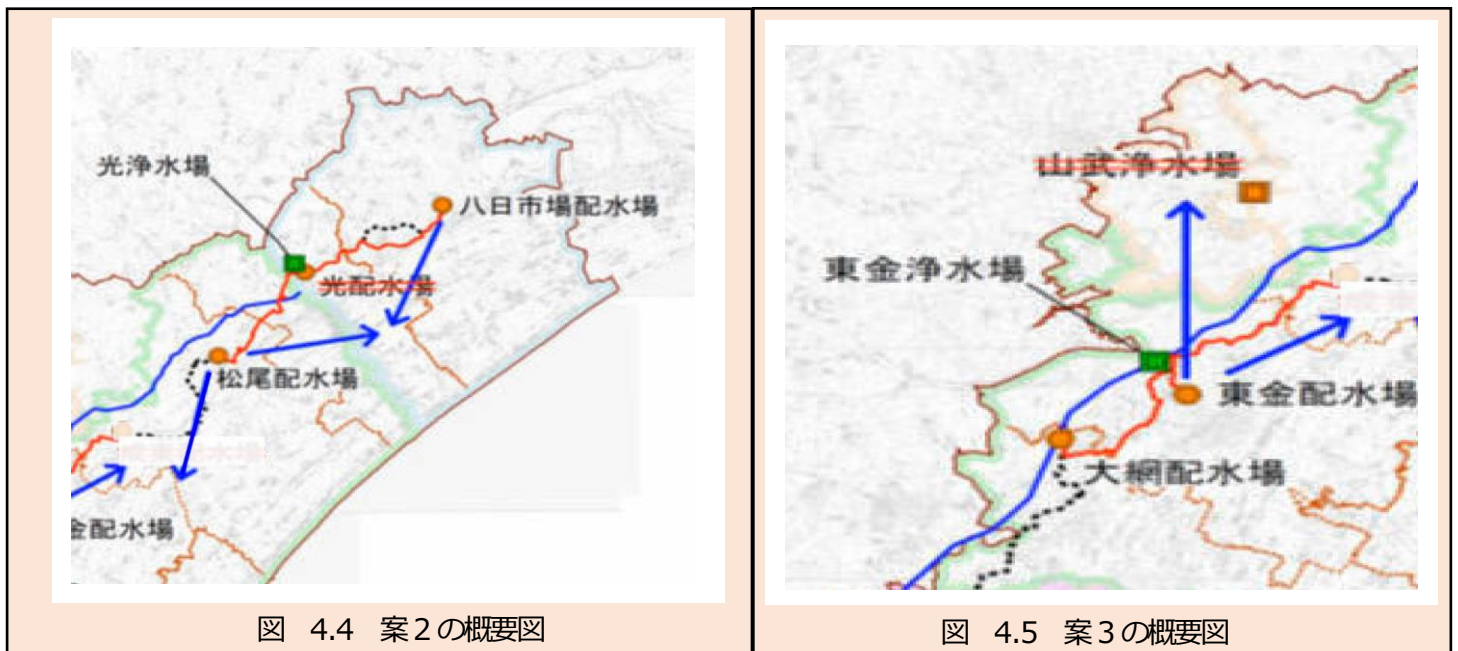


図 4.4 案2の概要図

図 4.5 案3の概要図

② スケジュール

九十九里ブロックでは、令和5年度中に「九十九里地域末端給水事業体統合形態別基本計画(素案)」を策定することとしている。策定後は構成市町村への意向確認を行い、令和5年度末を目途に覚書を締結、その後統合協議会を設置する予定である。

(7) 南房総ブロック

南房総ブロックでは、平成27年度に南房総地域末端給水事業統合研究会(事務局：南房総広域水道企業団)を設置して検討を始め、平成30年1月に策定した「南房総地域広域化基本構想」において、夷隅地域・安房地域に分かれてそれぞれの地域内で統合するパターンと、南房総ブロック全体で統合するパターンを検証した結果、前者の方が事業統合の効果をより発揮しやすいことが分かった。

この基本構想をもとに、それぞれの地域の統合協議会で事業統合を検討する際の参考資料として、令和2年3月に「南房総地域広域化基本計画(素案)」を作成した。

令和4年に夷隅地域で「夷隅地域水道事業統合協議会」、安房地域で「安房地域水道事業統合協議会」を設置し、それぞれの地域において事業統合の検討を進めている。

【夷隅地域】

① 具体的取組内容

ア 検討事項

「南房総地域広域化基本計画(素案)」において、以下の検討をしていくとしている。施設整備(再構築)計画、更新計画、組織体制、管理基準、危機管理、運用基準やシステム等の移行すべき内容等、事業認可に関すること。

イ 施設整備（再構築）計画

勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町で構成される夷隅地域の末端給水事業体において検討されている主な施設整備計画は表 4.2 のとおり。

表 4.2 施設整備計画（夷隅地域）

（単位：百万円）

構成団体	事業概要	施設形態	整備概要	費用
いすみ市	山田浄水場から大野配水池へ送水し、大野浄水場の給水区域へ配水	山田浄水場⇒大野浄水場の送水管(新設)	φ200mm×5,500m	755
		大野浄水場(撤去)	施設能力:3,060 m ³ /日	433
	音羽第 2 配水池から音羽浄水場の給水区域へ配水	音羽浄水場(撤去)	施設能力:4,300 m ³ /日	405
		音羽第 1 配水池(撤去)	有効容量 : 2,180 m ³	51
大多喜町	大多喜配水場から横山浄水場の給水区域へ配水	横山浄水場(撤去)	施設能力:1,512 m ³ /日	197

「南房総地域広域化基本計画（素案）（夷隅地域）」を基に作成

※撤去する施設の費用は、撤去費のみ計上。

【夷隅地域】

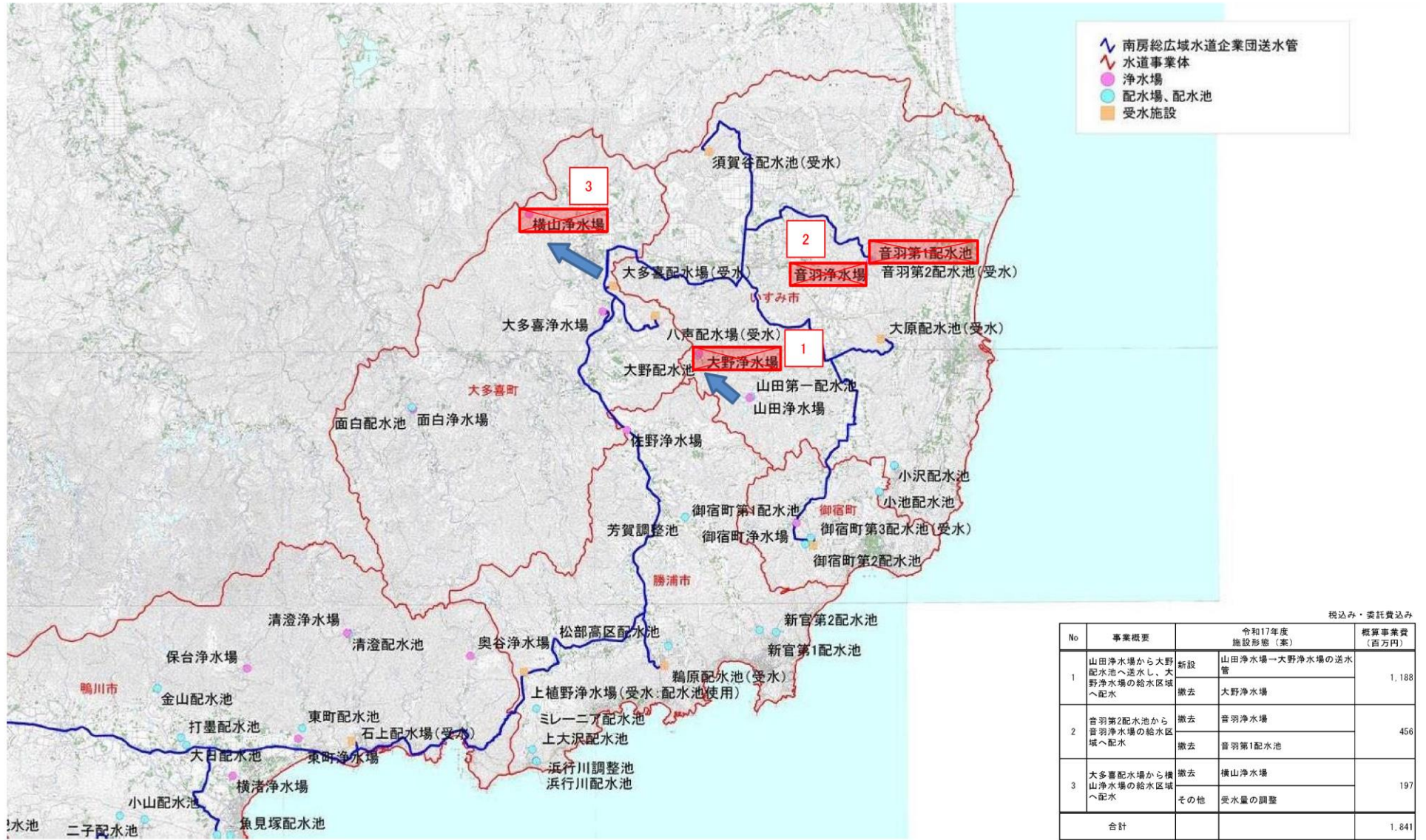


図 4.6 夷隅地域の施設整備概要図(案) (「南房総地域広域化基本計画(素案)」)

② スケジュール

夷隅地域では、令和5年度中に「夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画」を策定し、令和5年度末までに基本協定を締結することとしている。令和6年度に準備室を設置して認可申請の手続きを進め、令和7年度の事業統合を目指している。

【安房地域】

① 具体的取組内容

ア 検討事項

「南房総地域広域化基本計画（素案）」において、以下の検討をしていくとしている。施設整備（再構築）計画、更新計画、組織体制、管理基準、危機管理、運用基準やシステム等の移行すべき内容等、事業認可に関すること。

イ 施設整備（再構築）計画

鴨川市、南房総市、鋸南町、三芳水道企業団で構成される安房地域の末端給水事業体において検討されている主な施設整備計画は表4.3のとおり。

表 4.3-1 施設整備計画（安房地域）

（単位：百万円）

構成団体	事業概要	施設形態	整備概要	費用
鴨川市	石上配水場から奥谷浄水場の給水区域へ配水	石上配水場→奥谷浄水場の送水管(新設)	φ150mm×2,200m	263
		石上増圧ポンプ場(新設)	施設能力：3,060 m ³ /日	580
		既設管→石上配水場の送水管(既設管の増径)	φ250mm×400m	69
		奥谷浄水場(撤去)	施設能力：4,980 m ³ /日	386
	保台浄水場から東町配水池の給水区域へ配水	保台浄水場→東町浄水場の送水管(新設)	φ250mm×2,100m	328
		東町浄水場(撤去)	施設能力：5,000 m ³ /日	407
	(新)大山配水池から保台浄水場の給水区域へ配水	大山配水池(新設)	有効容量：1,800 m ³	306
		(新)大山配水池→御園増圧ポンプ場の送水管(新設)	φ300mm×900m φ200mm×4,700m	160 645
		大山増圧ポンプ所(新設)	施設能力：3,524 m ³ /日	641
		既設管→(新)大山配水池への管路(新設)	φ250mm×900m	140
		御園増圧ポンプ所(撤去)	施設能力：1,742 m ³ /日	91
		打墨配水池(撤去)	有効容量：300 m ³	6
		金山配水池(撤去)	有効容量：35 m ³	1

表 4.3-2 施設整備計画 (安房地域)

(単位：百万円)

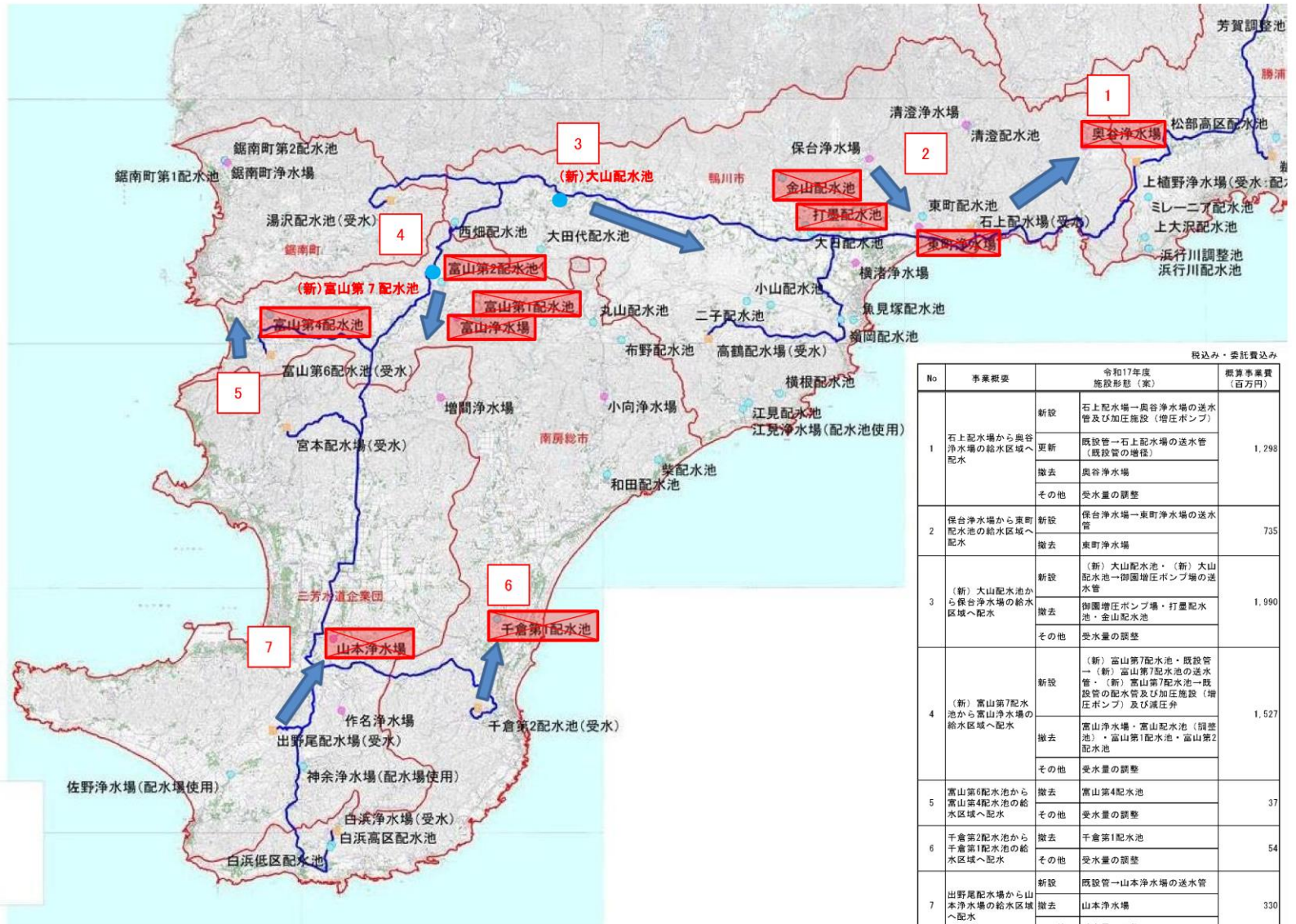
構成団体	事業概要	施設形態	整備概要	費用
南房総市	(新)富山第7配水池から富山浄水場の給水区域へ配水	富山第7配水池(新設)	有効容量：400 m ³	51
		既設管⇒(新)富山第7配水池の送水管(新設)	φ150mm×2,400m	287
		富山増圧ポンプ所(新設)	施設能力：400 m ³ /日	574
		(新)富山第7配水池⇒既設管の減圧弁(新設)	φ300mm φ200mm	37 26
		(新)富山第7配水池⇒既設管の配水管(新設)	φ150mm×1,400m	167
		富山浄水場(撤去)	施設能力：2,250 m ³ /日	381
		富山配水池(撤去)	有効容量：93 m ³	2
		富山第1配水池(撤去)	有効容量：33 m ³	1
		富山第2配水池(撤去)	有効容量：63 m ³	1
	富山第6配水池から富山第4配水池の給水区域へ配水	富山第4配水池(撤去)	有効容量：1,000 m ³	37
千倉第2配水池から千倉第1配水池の給水区域へ配水	千倉第1配水池(撤去)	有効容量：2,500 m ³	54	
三芳水道企業団	出野浄水場から山本浄水場の給水区域へ配水	既設管⇒山本浄水場の送水管(新設)	φ200mm×400m	55
		山本浄水場(撤去)	施設能力：2,890 m ³ /日	275

「南房総地域広域化基本計画(素案)(安房地域)」を基に作成

※撤去する施設の費用は、撤去費のみ計上。

② スケジュール

安房地域では、令和5年度中に「安房地域水道事業統合基本計画」を策定し、基本協定を締結することとしている。令和6年度に認可申請の手続きを進め、令和7年度の事業統合を目指している。



税込み・委託費込み

No	事業概要	令和17年度 施設形態(案)	概算事業費 (百万円)
1	石上浄水場から奥谷浄水場の給水区域へ配水	新設	1,298
		更新	
		撤去	
		その他	
2	保台浄水場から東町配水池の給水区域へ配水	新設	735
		撤去	
3	(新) 大山配水池から保台浄水場の給水区域へ配水	新設	1,990
		撤去	
		その他	
4	(新) 富山第7配水池からの給水区域へ配水	新設	1,527
		撤去	
		その他	
		その他	
5	富山第6配水池から富山第4配水池の給水区域へ配水	撤去	37
		その他	
6	千倉第2配水池から千倉第1配水池の給水区域へ配水	撤去	54
		その他	
7	出野尾配水池から山本浄水場の給水区域へ配水	新設	330
		撤去	
		その他	
合計			5,971

図 4.7 安房地域の施設整備概要図(案) (「南房総地域広域化基本計画(素案)」)

第3節 プラン策定後の対応

千葉県は水源に恵まれておらず、水源の大部分を利根川水系に依存しており、同じ利根川水系の水を使用する水道事業体の間にも経営基盤に大きな地域格差がある。本プランにおける現状分析や将来見通しから、給水人口と給水収益がある程度維持されて計画的な施設更新が十分可能な事業体がある一方、収益の減少により施設更新が進まない事業体もあるなど、地域によって経営の見通しに大きな違いが見られた。こうした状況を踏まえ、水道事業体の運営基盤強化を図るためには、個々の水道事業体の取組のみでは限界があることから、統合・広域連携を積極的に進める必要がある。

本県では、千葉県版水道ビジョンに基づき、広域的自治体である県が広域的な水源の確保及び用水供給事業の役割を担い、基礎自治体である市町村が末端給水事業を担うという考え方を基本に統合・広域連携に取り組んできた。現在、九十九里・南房総地域の用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組んでおり、この検討状況を勘案して、適切な時期に他の用水供給事業体との統合に向け、地域の市町村等と十分な対話を行い、合意形成を図っていく。

本プランの策定にあたり、ブロックごとの検討を行ったが、ブロック内においても財政状況や施設整備水準等が異なっており、統合・広域連携を推進するためには、財政負担の在り方など様々な課題があることから、本プラン策定後も県及び市町村等で、各ブロックの勉強会等において、引き続き検討・協議を行っていく必要がある。また、ブロックの範囲を越えて大きな効果が見込まれる取組については、関係するブロックの合意の下検討を行う。

県は、人的支援として、末端給水事業統合の検討に係る事務局を担う事業体への職員派遣や各地域の勉強会等への参画、財政的支援として、統合・広域連携の調査検討に要する経費への補助を今後も継続し、地域の実情を踏まえた水道事業の統合・広域連携を積極的に推進していく。

また、現時点では具体化されていない取組等であっても、今後、地域における合意形成が見込まれるものについては、引き続きその具体化に向けて検討を行うものとする。

なお、各事業体の経営状況の変化や統合・広域連携に係る取組の進捗状況等に併せて、地域における合意形成の下、必要に応じてプランの改定を行っていくこととする。